

おおもり

法人ニュース

— Vol.6 2021.7・8・9 —

葉月号

えんぴつ画「季節のやさい」

- 顔 ■
- 東京税理士会 大森支部 支部長 高橋 晃一 ②
 - 大森税務署人事異動④ タックス・インフォーメーション⑤
 - 令和3年度税制改正大綱⑥ 第11回通常総会⑧ ひろば⑩
 - 広島西南法人会／日本政策金融公庫から⑬
 - お出かけください／ジャスト・ワン・ワード⑭ ダイアリー⑮



(作者・京浜容器株式会社 内海節子氏)



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **大森法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

オクラ 秋葵(アオイ科トロロアオイ属/原産 アフリカ北東部) 英名okra
エジプトでは紀元前から栽培されていました。日本へは幕末に
アメリカから入ってきましたが、おもに花を鑑賞するのが目的で、
第二次大戦中は完熟した種子をコーヒー豆の代用にする事も
あったそうです。食卓に並ぶようになったのは、1970年頃です。
(文・衛エヌフォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

171

税金の知識を通じて互いに 発展して行くことをサポートできれば

東京税理士会 大森支部 支部長 高橋 晃一

トの手伝い、大田区ですと昨年は開催されませんでした。「おおたふれあいフェスタ」などの機会を捉え「税知識の普及」を行っています。また、租税教室では小中学校をメインに講師を派遣しています。さらに確定申告の相談、相続の対応などです。

そのほか福利厚生などでは48支部すべてに野球チームがありまして、残念ながら昨年は実施できませんでした。春と秋の2回大きな大会を行っています。税理士会では、税理士として税務のことはもちろんですが、地域のお手伝いをし、自分を磨き、時に親睦を深める、そうした活動を行っています。

くが地元出身です。新支部長としてまず、法人会の皆さんに税理士会にはこんな人たちがいるよということを知っていただく機会を増やせればというのが一つです。

そして、若い会員に参加してもらい、大森法人会さんなどを通じて地元企業と交流できればと考えています。

租税教室でも、法人会さん独自のカリキュラムでやっております。互いに独自のルールでやっているわけで、もちろん役割も違うわけですが、もう少し連携できるような情報交換ができればいいと思っています。

研修なども内容によっては他の団体と連携することも可能です。

大森支部の会員は人数にして210名前後でしょうか。税理士の世界も後継者不足が課題です。高齢などで辞めたりの場合、顧客が困ります

サラリーマンからの転身。試験に受からない時期には悔し涙も

私は一人っ子だったので大事に育ててくれたと思います。親は教育熱心でした。小学校2年生くらいから塾に行っていました。両親が働いていたので、小学校3〜4年生くらいからいわゆる鍵っ子でした。その分、自立心、社交性が育ったかもしれません。

このたび税務6団体の一つである東京税理士会大森支部の支部長を仰せ付かりました。大森支部は東京税理士会第2ブロックになります。このブロックは大田区と品川区の5つの支部からなっております。主な活動としては、地域のイベ

東京税理士会大森支部の 主な活動

令和3年6月に行われた東京税理士会大森支部総会において、第22代支部長に選任された高橋晃一さんは53歳。大森に事務所を置くアルファ税理士法人の代表であり、大森支部の中堅世代として活躍が期待されています。今後は大森法人会とのさらなる連携強化を進めていきたいとのこと、お気持ちを語ってくれました。



▲税理士会大森支部野球部

私の場合、親が税理士の仕事をしていた訳でもなく、特に税理士という仕事を意識することなく普通に大学を卒業し、一般企業に就職しました。マンション販売の営業の仕事です。この時お客様から譲渡所得税や住宅取得控除等、税金に関しての質問を受けましたが知識が乏しくうまく答えられませんでした。そんな経験から税についてアドバイスができる税理士の仕事に興味を持ったこと、自分で独立して出来る仕事をしたと一念発起し26歳で退社、税理士になるための勉強をして何とか資格を取得して35歳で独立しました。試験に受からない時期があつて悔しさのあまり号泣したこともありました。その時は国家資格試験の難しさが身に染みましましたね。

土日、祭日は基本お休みですが、公務等に追われた平日を取り返すために、土日に業務を行うことが多くなってきました。たまにゴルフの打ちっぱなしに出かけたりします。そのほかはまれにサイキットを走るのが趣味の一つ

です。あれは生半可ではない緊張感がありますから、集中力を高めたり、気分転換にはいいですね。冬場は、一人でスノーボード。とにかく、オンとオフを切り替えて仕事も遊びも一生懸命という感じですよ。

何事も気軽に相談、質問しやすい表情を心がけて

仕事がらみも多いのですが、旅行にもけっこう出かけます。以前は沖縄にお客さんがいて旅行がてら出かけて行ったりもしました。

健康であればお酒は365日飲みます。好きなのはワイン。食べるのも好きです。今はあまり外食ができませんが、以前はお酒が主体でお客さんとの付き合いもあり、飲み歩くことが多かったですね。自分では陽気なお酒だと思いません。酔ってからんだりはしませんから(笑)。



このインタビュ어의テーマである「顔」に関して言えば、「表情」は自分自身が最も気をつけていることのひとつです。やはり笑顔が大切だと考えています。税理士というと堅いイメージがあると思いますが、ですから何しろ人が近づきにくい表情をしない、何事も気軽に相談、質問しやすい表情を心がけています。

私は現在53歳です。税理士会大森支部は若手を引き上げで行こうという気運が強く、割と和気藹々な雰囲気になっていきます。今後はこれまで以上に大森法

人会さんとの連携を強め、例えば新設法人向けに若い税理士を派遣するなど、税金の知識を通じて互いに発展して行くことをサポートできればよいと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

〈インタビュイー〉

- 矢野 口智一
- 岡本 勝子
- 安野 貞治郎
- 飯塚 亮輔
- 須貝 明司
- 7月2日 大森法人会館にて

- 中西 亮
- 石井 幸恵
- 仲幸

■プロフィール■

高橋 晃一(たかはし こういち)
1968年5月29日生まれ 東京都大田区池上出身

1991年	青山学院大学 経済学部 経済学科	卒業
1991年	株長谷工コーポレーション	入社
1994年	同社	退社
1997年	石川会計事務所	入所
2003年	税理士登録(登録番号98802)	入所
2003年	高橋晃一税理士事務所	開業
2010年	「アルファ税理士法人」に法人化	
2021年現在	同法人	代表社員
2005年	東京税理士会	大森支部 幹事就任
2007年	東京税理士会	大森支部 総務支援対策部長就任
2009年	東京税理士会	大森支部 総務部長就任
2015年	東京税理士会	大森支部 副支部長就任
2021年現在	東京税理士会	大森支部 支部長就任

アルファ税理士法人
東京都大田区大森北1-17-2 大森センタービル4F
電話03-3765-0041



大森税務署人事異動

定期人事異動がありました。署幹部をご紹介します。

(7月10日発令 敬称略)



署長
金澤 節男 (新任)
かねさわ せつお



総務担当 副署長
高梨 晃弘
たかなし てるみつ



法人担当 副署長
保谷 達彦 (新任)
はや たつひこ



特別調査官 (法人)
高橋 稔
たかはし みのる



総務課長
大井 政光
おおい まさみつ



法人課税第1部門 統括官
二野 裕史 (新任)
にの ひろし



法人課税第2部門 統括官
齋藤 俊也 (新任)
さいとう としや



法人課税第3部門 統括官
松井 敏
まつい さとし



法人課税第4部門 統括官
天野 周士 (新任)
あまの しゅうじ



法人課税第5部門 統括官
谷津田 智之 (新任)
やつだ ともゆき



連絡調整官 (法人)
西野 聡洋 (新任)
にしの あきひろ



審理担当 上席
平田 博義 (新任)
ひらた ひろよし



審理担当 調査官
外山 祥 (新任)
とやま しょう



皆さんの生活に
役立つニュース
アレコレ…

事業者の方へ 消費税 インボイス制度

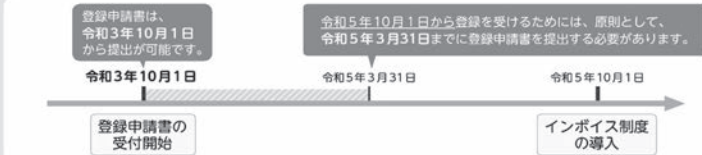
令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始!



令和5年10月1日から
「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが**適格請求書（インボイス）**を交付することができます。



制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

税金クイズ



次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は？

A 土地の取引であれば、その仲介手数料も含めて非課税となる。○か×か。

② ①
× ○

B 屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等での飲食料品の提供は、消費税の軽減税率の対象となる。○か×か。

② ①
× ○

C 購入していた郵便切手や印紙を、いわゆるチケット業者に売却した場合は消費税が課税される。○か×か。

② ①
× ○

D 次のうち、アメリカの一部の州で実際に課税される税金はどれでしょうか。

- ① コーラ税
- ② ソーダ税
- ③ ジュース税

※答えは右ページに

令和3年度税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど

政府は令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置など、ウイズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

デジタルトランスフォーメーション 投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などをした場合、取得価額の30%の特例償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とテータ連携する場合には5%に引き上げられます。

研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度と比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合は、控除税額について当期の法人税の

5%が上乗せされます。

所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化

法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることにします。

カーボニュートラルに向けた 投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特例償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、

税額控除については、温室効果ガス削減に著しく資するものがあった場合は10%に控除額が拡大されます。

中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③ラブ亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ることを指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税については13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅については、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については適用されません。

同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分の1と、退職所得の計算の際に2分の1とを、退職措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気力入供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気力又供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出を

した場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引必要となり、引必要の引必要の引必要となり、令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1000万円以下の場合は、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象となりません。なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印を不要とします。押印が必要なものには、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類、②美印の押印と印鑑証明書添付を求めている書類、③相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録された紙への印刷は不要で、電子データのままで保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力するものが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せ先

TSK税理士法人

税理士 飯田聡郎

TEL 03-5560-5508

FAX 03-5560-5449

HP <http://www.tsk-office.jp/>

東京法人会連合会

公益社団法人 大森法人会 第11回通常総会を開催

令和3年6月8日(火)午後5時より通常総会が開催されました。
中村総務副委員長が司会を担当。定足数の報告、議事録署名人が選任された後、令和3年度事業計画並びに収支予算の概要が報告されました。
次いで、第一号議案の令和2年度事業報告並びに財務諸表承認の審議が行われ、全ての議案が滞りなく承認されました。

なお、総会資料については、全会員宛てに事前に送付させて頂いておりますので、ここでは貸借対照表・正味財産増減計算書のみを掲載させていただきます。



貸借対照表

令和3年3月31日現在

公益社団法人 大森法人会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,335,559	4,927,843	5,407,716
未収会費	275,400	445,800	△ 170,400
流動資産合計	10,610,959	5,373,643	5,237,316
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館修繕引当資産積立金		13,500,000	△ 13,500,000
特定資産合計		13,500,000	△ 13,500,000
(2) その他固定資産			
建物付属設備	371,779	966,814	△ 595,035
什器備品	1	1	-
土地	31,053,315	31,053,315	-
定期預金	23,500,000	-	23,500,000
出資金	110,000	110,000	-
その他固定資産合計	55,035,095	32,130,130	22,904,965
固定資産合計	55,035,095	45,630,130	9,404,965
資産合計	65,646,054	51,003,773	14,642,281
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金		3,240	△ 3,240
預り金	186,092	235,820	△ 49,728
仮受金		240,000	△ 240,000
流動負債合計	186,092	479,060	△ 292,968
2. 固定負債			
負債合計	186,092	479,060	△ 292,968
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	-	-	-
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
1. 一般正味財産			
(1) 代替基金	-	-	-
(2) その他一般正味財産	65,459,962	50,524,713	14,935,249
一般正味財産合計	65,459,962	50,524,713	14,935,249
(うち特定資産への充当額)		(13,500,000)	-
正味財産合計	65,459,962	50,524,713	14,935,249
負債及び正味財産合計	65,646,054	51,003,773	14,642,281

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

公益社団法人 大森法人会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	956	1,294	△ 338
特定資産受取利息	956	1,294	△ 338
受取会費	29,712,100	30,948,600	△ 1,236,500
正会員受取会費	29,304,700	30,549,000	△ 1,244,300
特別会員受取会費	407,400	399,600	7,800
事業収益	69,238	101,291	△ 32,053
簡易保険取扱事業収益	69,238	101,291	△ 32,053
受取補助金等	15,848,200	15,641,900	206,300
受取県連補助金	1,440,000	1,490,400	△ 50,400
受取全法連助成金振替額	13,800,200	13,541,500	258,700
受取全法連助成金	608,000	610,000	△ 2,000
受取負担金	2,432,041	8,575,000	△ 6,142,959
受取負担金	627,041	4,158,500	△ 3,531,459
青年部会受取負担金	450,000	1,830,333	△ 1,380,333
青年部会活動維持負担金・年会費	438,000	432,000	6,000
女性部会受取負担金	300,000	1,093,834	△ 793,834
女性部会活動維持負担金・年会費	142,000	148,000	△ 6,000
源泉部会受取負担金	200,000	632,333	△ 432,333
源泉部会活動維持負担金・年会費	275,000	280,000	△ 5,000
雑収益	2,244,570	3,518,136	△ 1,273,566
広告料収益	602,560	480,000	122,560
受取利息	96	2,124	△ 2,028
雑収益	1,641,914	3,036,012	△ 1,394,098
経常収益計	50,307,105	58,786,221	△ 8,479,116
(2) 経常費用			
事業費	29,282,895	49,024,446	△ 19,741,551
役員報酬	-	1,840,860	△ 1,840,860
給料手当	10,506,109	11,761,827	△ 1,255,718
退職給付費用	150,480	429,119	△ 278,639
福利厚生費	1,957,943	2,957,733	△ 999,930
会議費	792,829	8,070,631	△ 7,277,802
旅費交通費	974,241	2,592,466	△ 1,618,225
通信運搬費	1,480,186	1,694,204	△ 214,018
減価償却費	537,317	752,130	△ 214,813
消耗品費	1,410,535	1,557,927	△ 147,392
修繕費	-	150,639	△ 150,639
印刷製本費	3,205,510	3,035,591	169,919
燃料費	21,018	42,176	△ 21,158
光熱水料費	496,829	592,244	△ 95,415
賃借料	2,149,770	1,990,616	159,154
保険料	961,614	991,107	△ 29,493
諸謝金	772,611	1,180,882	△ 408,271
租税公課	768,724	768,724	-
支払負担金	1,395,509	6,204,086	△ 4,808,577
委託費	1,328,911	1,928,059	△ 599,148
広告宣伝費	143,374	112,152	31,222
支払手数料	199,648	299,703	△ 100,055
雑費	29,737	71,430	△ 41,693

管理費	5,804,061	6,735,342	△ 931,281
役員報酬	-	49,140	△ 49,140
給料手当	3,032,691	3,395,166	△ 362,475
退職給付費用	29,520	84,181	△ 54,661
福利厚生費	384,093	580,252	△ 196,159
会議費	102,019	63,580	38,439
旅費交通費	184,169	266,075	△ 81,906
通信運搬費	371,084	171,580	199,504
減価償却費	57,718	80,793	△ 23,075
消耗品費	136,992	114,889	22,103
修繕費	-	26,583	△ 26,583
印刷製本費	181,802	281,807	△ 100,005
燃料費	4,123	8,273	△ 4,150
光熱水料費	87,675	104,513	△ 16,838
賃借料	421,752	357,248	64,504
保険料	168,807	157,291	11,516
租税公課	82,576	82,576	-
支払負担金	211,254	398,412	△ 187,158
支払利息	-	10,554	△ 10,554
委託費	164,631	258,469	△ 93,838
広告宣伝費	28,126	22,000	6,126
渉外慶弔費	65,000	126,200	△ 61,200
リース料	51,322	51,322	-
支払手数料	32,874	42,520	△ 9,646
雑費	5,833	1,918	3,915
経常費用計	35,086,956	55,759,788	△ 20,672,832
評価損益等調整前当期経常増減額	15,220,149	3,026,433	12,193,716
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	15,220,149	3,026,433	12,193,716
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
退職引当金繰入	-	3,500,000	△ 3,500,000
雑損失	191,400	222,600	△ 31,200
経常外費用計	191,400	3,722,600	△ 3,531,200
当期経常外増減額	△ 191,400	△ 3,722,600	3,531,200
税引前当期一般正味財産増減額	15,028,749	△ 696,167	15,724,916
法人税・住民税及び事業税	93,500	80,300	13,200
当期一般正味財産増減額	14,935,249	△ 776,467	15,711,716
一般正味財産期首残高	50,524,713	51,301,180	△ 776,467
一般正味財産期末残高	65,459,962	50,524,713	14,935,249
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,800,200	13,541,500	258,700
受取全法連助成金	13,800,200	13,541,500	258,700
一般正味財産への振替額	△ 13,800,200	△ 13,541,500	△ 258,700
一般正味財産への振替額	△ 13,800,200	△ 13,541,500	△ 258,700
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	65,459,962	50,524,713	14,935,249



第10回 三部会連絡協議会

5月13日(木) 参加者:34名
会場:入新井集會室

第10回三部会連絡協議会が開催され、今回は青年部会の担当により運営されました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、アルコール消毒液の設置、マスク着用の徹底等による万全を期しての開催となりました。全ての議案が満場一致で承認可決されました。例年開催している税務研修会及び部会員交流会は中止とさせて頂きました。



今回の役員改選で再任された三部会長
左から木村源泉部会長、山田女性部会長、
佐藤青年部会長

青年部会 租税教室

6月 3日(木) 会場:徳持小学校 (101名)
6月22日(火) 会場:梅田小学校 (144名)
6月25日(金) 会場:入新井第一小学校 (89名)

大田区租税教育推進協議会より要請を受け、大森税務署管内の小学校3校の6年生を対象に租税教室が実施されました。青年部会の役員が先生となって、税金の種類や使い道を解説しながら、税金の大切さを学んでもらいました。授業の最後には実際の1億円を模したレプリカに触れてもらい、色々な意味でお金の重みを知る機会となりました。



徳持小学校での授業風景



梅田小学校での授業風景

Membership
データ

令和3年6月末現在
管内法人数 7,903社 大森法人会員数 1,494社



第11回 通常総会

6月8日(火)
参加者:57名
会場:大田文化の森
ホール



▲齊藤会長あいさつ



▲来賓を代表して
ごあいさつ頂いた
大森税務署・名取署長



▲第二部で御講和頂いた
大森税務署・今村副署長



大森税務署・名取署長より「感謝のこたば」を贈呈

第11回通常総会が開催されました。今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、アルコール消毒液の設置、マスク着用の徹底等による万全を期しての開催となりました。第一部の通常総会では、全ての議案が満場一致で承認可決されました。

通常総会閉会后、永きにわたる税務行政の運営並びに納税道義の高揚に貢献した事に対し、大森税務署長より「感謝のこたば」が贈呈されました。

第二部では、大森税務署・今村副署長より「国税組織における人材育成の現状」と題して御講和頂きました。税務当局における研修等についても、昨今のコロナ禍による影響から新たな研修方法を模索されている事等の取り組みのご紹介や、今後の当会との協力関係をより強化していく旨のお話を頂き、盛況のうちに終了となりました。

源泉部会 研修会

6月17日(木) 参加者:12名 会場:大森法人会館研修室

大森税務署の今村副署長より「デジタル課税」、「最低税率」って何?と題して、同じく法人課税第5部門の南淵統括官より「インボイス制度の開始に向けて」と題してご講演を頂きました。



講師:今村副署長



講師:南淵法5統括



青年部会 親睦ゴルフ大会

6月23日(水) 参加者:12名
会場:千葉バーディクラブ



優勝:(株)共栄物流サービス・森川伸也氏

広報委員会 親睦ゴルフ大会

6月29日(火) 参加者:7名
会場:平成倶楽部



優勝:(有)エヌフォーラム・中西亮氏

経理担当者の実務講座(全3回)



7月8・15・29日(木)

参加者:13名

会場:大森法人会館 研修室

講師:東京税理士会大森支部
税理士・鈴木一功先生



オンラインセミナー

7月14日(水) 事前登録:7名 当日参加者:6名
開催形態:ZOOM配信

公益社団法人 大森法人会 主催

カリスマFP國松典子に聞く

『どうしたらいいの!?!』お金のはなし

- 老後2000万円問題、人生100年時代到来、私でも間に合うの?
 - 老後破産しないための経営者の資産形成術とは?
 - iDeCoにNISAに外貨預金に変額保険、一番いい運用方法は?
- コロナも気になる中でそんなあなたの悩みにズバッとお答えします!



株式会社FPQ 代表取締役 URL: <https://fpq.jp/>

一級ファイナンシャル・プランニング技能士(国家資格)、CFP®(日本FP協会認定J-90001899)

行政書士、プロフェッショナル・キャリアカウンセラー

愛知県出身。大手コンサルティング系会計事務所、財産コンサルティング会社取締役を経て、30年以上にわたり財産コンサルティングに従事。これまでに累計6,000件以上のF P相談業務を軸にセミナー講師の実績多数。

<雑誌掲載・メディア出演>

<テレビ朝日>「大下容子のワイド!スクランブル」コメンテーター「ハナタカ優越感」<フジTV>「ノンストップ」
「トクだね!」「グッディ!」「ハイキング」「夫婦JAPAN」「笑っていいとも!」「プライムニュースa」「梅澤
富美男のズバッときます!」<TBS>「林先生が驚く!初耳学」日本テレビ「ドラマチックニュース」「ZIP!」
<BSテレ東>「お金のなる気分」レギュラー出演、<TOKYO FM>住吉美紀 Blue Ocean「家計見直しナビ」解説員等
日本経済新聞、日経ヴェリタス、毎日新聞週刊エコノミスト、週刊東洋経済、AERA、ユーキャン、女性セブン
小学館 Oggi、小学館 SAKURA、富士フィルム月刊誌 等寄稿





講師：鹿内光信さん
（株）エクストプラン



講師：松井英男さん
（株）Total Office Matsui



講師：倉本良一さん
（株）FMIはつかいち



租税教室講師意見交換会・租税教室

租税教育活動の令和2年度の締めくくりとして、租税教室講師意見交換会を、3月26日（金）広島コーラルホテルにおいて、15名の参加をいただき開催いたしました。令和2年度租税教室実施状況、令和3年度租税教室開催予定状況が報告されたあと、実際に租税教室講師を経験している中で気づいたこと（うまく出来たこと・工夫したこと・難しかったこと・シナリオについて・改善点など）について、活発に意見交換が行われました。

小学校の学習指導要領の改訂に伴い、令和3年度は租税教室の開催希望時期が、4月からの1学期に集中し、4月～6月で17校1066名の児童の皆さんに、青年部会を中心に延べ56名の講師が授業を行いました。

6月23日に廿日市市立地御前小学校で開催された租税教室の様子とインタビューを青年部会員でもあるFMはつかいちの倉本さんの企画により、「2021.06.23 きらり☆広報はつかいち 6月特集記事」災害に備えて「&広島西南法人会租税教室@地御前小学校」のコーナーに取り上げていただきました。<https://761.jp/archives/24117>

パソコンから録音を聴くことができました。

コロナ禍での授業でしたが、講師の方々には皆さんマスク越しに大きな声で明るく説明され、児童も税の大切さと1億円の重さを実感しているようでした。

公益社団法人 広島西南法人会
廿日市市桜尾二丁目一六八 廿日市第二庁舎1階
TEL(〇八二九)二〇一五二〇二

Government Educational Loans 国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご入学前のみまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額

350万円以内

おさま
1人あたり

ご相談・お問い合わせは

教育ローンコールセンター

受付時間 月～金 9:00～21:00 / 土曜日 9:00～17:00

0570-008656

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。
ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫



1日(月)	
2日(火)	
3日(水)	✕文化の日
4日(木)	
5日(金)	
6日(土)	
7日(日)	
8日(月)	
9日(火)	正副会長会 11:00 法人会館研修室
10日(水)	
11日(木)	
12日(金)	納税表彰式 池上朗峰会館(予定)
13日(土)	
14日(日)	
15日(月)	
16日(火)	法人会女性フォーラム(新潟大会)
17日(水)	
18日(木)	
19日(金)	
20日(土)	
21日(日)	
22日(月)	
23日(火)	✕勤労感謝の日
24日(水)	
25日(木)	理事会 16:00 法人会館研修室
26日(金)	法人会全国青年の集い(佐賀大会)
27日(土)	
28日(日)	
29日(月)	
30日(火)	
	11/10 源泉所得税(10月分)納税
	11/30 9月決算法人の確定申告と納税
	11/30 3月決算法人の中間申告と納税
期限	11/30 社会保険料(10月分)納付期限

※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。

ようこそ 新しいお仲間

4月～6月 入会者(敬称略)

会員名(地区)	代表者名
(株)エスティム (大森北第3地区)	二宮 聖人
高田電気工業(株) (中央第1地区)	高田 一夫
谷歯科クリニック (中央第3地区)	谷 政澄
(株)友光ビル (中央第4地区)	友光 基
にじいろメディカル&サービス(株) (池上第4地区)	山崎 幸太
(有)タイヤショップイダ (南馬込第2地区)	小椋 伸雄

お出かけください。

★「15時間でマスターする」

「はじめての経理実務」【全6回】

9/16(木)・9/28(火)・10/7(木)・
10/14(木)・10/21(木)・10/28(木)

経理実務についてわかりやすく解説いたします。

初めて経理実務に携わる方はもちろん、
改めて基礎を見直したいという方等にも
おススメです。

会場：大森法人会館3F 研修室

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となる場合がありますので、ホームページをご確認お願い致します。



ジャスト・ワン・ワールド

◆ここ数年「経済安全保障」という言葉を目にするようになった。30年前、貿易会社で働いていた頃には聞いたこととは無く、経済と政治、安全保障は別物だと思っていた。

◆昨年、新型コロナウイルスでマスク等の衛生用品が店頭から消え、騒然となったのは記憶に新しい。サプライチェーンを見直す必要に迫られた会社も多い。◆デジタル社会が到来し、サイバーセキュリティ

や、機微な技術の漏えいを防ぐ対策も急務だ。しかもこれらは取引先とも連携しなければ効果がない。今こそ知恵を結集する時!?

(広報委員 木内弘美)
◆入院してしまいました。青年部会のゴルフコンペの前日に。2年ぶりなので死ぬほど楽しみにしていました。が、胆石の痛さには勝てず救急車で、運び込まれました。入院して感じたのは、このコロナの中旬末にかかる入院は、心やすらかに寝ていることができなかつたことです。2年前なら安心して

です。2年前なら安心して

★印のイベントは、般の方も参加できます。
詳しくは事務局03(375)4484までご連絡ください。

9月

1日(水)	
2日(木)	
3日(金)	
4日(土)	
5日(日)	
6日(月)	
7日(火)	
8日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:30 法人会館研修室
9日(木)	
10日(金)	役職者一泊研修 9/10(金)~11(土)
11日(土)	(コロナウイルス感染拡大防止のため延期)
12日(日)	
13日(月)	
14日(火)	
15日(水)	
16日(木)	★15時間でマスターするはじめての経理実務① 14:30~17:00 法人会館研修室
17日(金)	
18日(土)	
19日(日)	
20日(月)	敬老の日
21日(火)	
22日(水)	
23日(木)	秋分の日
24日(金)	
25日(土)	
26日(日)	
27日(月)	
28日(火)	★15時間でマスターするはじめての経理実務② 14:30~17:00 法人会館研修室
29日(水)	
30日(木)	
期限	9/10 源泉所得税(8月分)納税 9/30 7月決算法人の確定申告と納税 9/30 1月決算法人の中間申告と納税 9/30 社会保険料(8月分)納付期限

10月

1日(金)	
2日(土)	
3日(日)	
4日(月)	
5日(火)	
6日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:30 法人会館研修室 法人会全国大会岩手大会
7日(木)	★15時間でマスターするはじめての経理実務③ 14:30~17:00 法人会館研修室
8日(金)	
9日(土)	
10日(日)	
11日(月)	
12日(火)	
13日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:30 法人会館研修室 ★15時間でマスターするはじめての経理実務④ 14:30~17:00 法人会館研修室
14日(木)	
15日(金)	青年部会40周年記念事業研修旅行(長崎方面)
16日(土)	10/14(木)~16(土)
17日(日)	
18日(月)	
19日(火)	
20日(水)	
21日(木)	★15時間でマスターするはじめての経理実務⑤ 14:30~17:00 法人会館研修室
22日(金)	
23日(土)	
24日(日)	0-TAXトレジャーハンティング 12:30~15:00 多摩川緑地区民広場
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	★15時間でマスターするはじめての経理実務⑥ 14:30~17:00 法人会館研修室
29日(金)	
30日(土)	
31日(日)	
期限	10/11 源泉所得税(9月分)納税 ※ 8月決算法人の確定申告と納税 ※ 2月決算法人の中間申告と納税 ※ 社会保険料(9月分)納付 ※印の納付期限は11月1日まで

※各行事については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。
詳しくは事務局までお問い合わせください。

税金クイズの答え

治療ができたと思います。が、無理やり先生にお願いして仮退院しました。また入院ですが、こんな処にもコロナの弊害が出るのですね。皆様もお体は特にお気をつけください。

(広報委員 川崎亮夫)

A ②役務の提供の対価であるの譲渡金の対象となります。土地の譲渡代金について消費税は課税されませんが土地の売買又は貸付け等に関する仲介手数料は売買等のあつせんという役務の提供の対価であり、課税の対象となります。

B ②屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等でテーブル椅子、フンドイヘント等の飲食設備で飲食させている場合は、消費税の軽減税率の対象となります。

C ①課税の対象となります。郵便切手や印紙の譲渡が非課税となるのは、郵便局や印紙売りさばき所等一定の場所における譲渡に限られます。したがって、会社等が購入していった郵便切手等をチケット業者に売却した場合は課税の対象となります。また、チケット業者、切手、コイン商等における収集品としての郵便切手の販売も課税されます。

D ②カリフォルニア州オークレー市では2015年から、2017年にはペンシルベニア州フィラデルフィア市においてソーダ税が導入されました。アメリカでは肥満が社会問題となっており、その対策として肥満の原因となる砂糖が含まれる炭酸飲料に税金がかかれています。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

項目番号	点検結果	点検担当者記入欄	代表者記入欄
18	確認したところ遅延が1件あった。		売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	I 貸借関係 (資産科目)	
		点検	結果
預掛金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	13 現金、小切手による高額誤り(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	18 回収が滞っているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL <https://www.tohoren.or.jp/oomori/>

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヶ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金を預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutakkyo.or.jp/>